

議案第 1 2 号

大野市和泉地区化石保全活用計画推進委員会設置要綱案

平成 3 1 年 3 月 2 8 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市和泉地区化石保全活用計画推進委員会の庶務事務を、住民振興課から文化財課へ移管するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市和泉地区化石保全活用計画推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成31年3月 日

大野市教育委員会

大野市和泉地区化石保全活用計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 大野市和泉地区化石保全活用計画（以下「計画」という。）を推進するとともに進行管理を図るため、大野市和泉地区化石保全活用計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 化石研究機関の長から推薦を得た者
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(委員の任期)

2 第3条に規定する委員は、廃止前の大野市和泉地区化石保全活用計画推進委員会設置要綱(平成28年告示第129号)の委員の任期を引き継ぐものとする。